

## さがみロボット産業特区協議会規約（改正案）

## （目的）

第 1 条 総合特別区域制度の活用により、生活支援ロボット産業をテーマに、「研究」、「開発」、「実証」、「普及」の環境づくりを進めることで、県民生活の安全・安心の向上及びさがみ縦貫道路沿線等地域への関連産業・周辺産業の集積を促進するため、総合特別区域法第42条に基づく地域活性化総合特別区域協議会として、さがみロボット産業特区協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## （所掌事項）

第 2 条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域活性化総合特別区域の指定申請に関する協議
- (2) 地域活性化総合特別区域計画の作成に関する協議
- (3) 国と地方の協議会における国との協議への対応
- (4) 認定地域活性化総合特別区域計画の実施に関し必要な事項に関する協議
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な業務

## （組織）

第 3 条 協議会は、別表に掲げる団体等をもって組織する。

- 2 協議会は、必要に応じて部会を設置することができる。
- 3 部会の設置に当たり、必要な事項は別途定める。

## （会長）

第 4 条 協議会に会長 1 名を置き、会長は協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 会長は、神奈川県知事をもって充てる。
- 3 会長に事故があったときに備え、会長はあらかじめ職務代理者を指名することができる。

## （協議会の開催等）

第 5 条 協議会は必要に応じて会長が招集し、随時開催する。

- 2 会長は、協議に必要な場合、関係者及び有識者等の出席を求め、意見・助言等を求めることができる。
- 3 緊急に協議すべき事項又は軽微な事項については、会長は委員に対して書面等により賛否を求め、これをもって地域協議会の協議に代えることができる。

## （議事録）

第 6 条 協議会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、公表するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 開催の目的及び協議事項
- (3) 議事の概要及びその結果

## （事務局）

第 7 条 協議会の事務を処理するため、神奈川県産業労働局内に事務局を置く。

## （雑則）

第 8 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は別途定める。

## 附 則

この規約は、平成24年9月10日から施行する。

## 附 則

この規約は、平成25年5月1日から施行する。

## 附 則

この規約は、平成25年8月27日から施行する。

## 別表

アズビル(株)
グローウィング(株)
サーボランド(株)
ソニー(株)
ダブル技研(株)
日産自動車(株)
パナソニック(株)
<b>富士ソフト(株)</b>
マイクロテック・ラボラトリー(株)
三菱重工業(株)
<b>(株)八千代銀行</b>
(株)横浜銀行
学校法人幾徳学園(神奈川工科大学)
学校法人北里研究所(北里大学研究支援センター)
学校法人慶應義塾(慶應義塾大学)
学校法人湘南工科大学(湘南工科大学)
学校法人東海大学(東海大学・医学部付属病院)
<b>独立行政法人宇宙航空研究開発機構</b>
社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団
伊勢原市商工会
寒川町商工会
座間市商工会
綾瀬市商工会
愛甲商工会
城山商工会
津久井商工会
相模湖商工会
藤野商工会
相模原商工会議所
藤沢商工会議所
平塚商工会議所
厚木商工会議所
茅ヶ崎商工会議所
海老名商工会議所
相模原市
平塚市
藤沢市
茅ヶ崎市
厚木市
伊勢原市
海老名市
座間市
綾瀬市
寒川町
愛川町
神奈川県